

高槻市道路施設図面・資料作成及び調査等業務委託

特記仕様書

令和8年度

高槻市都市創造部道路課

委託業務名	高槻市道路施設図面・資料作成及び調査等業務委託
業務場所	高槻市内一円
履行期間	契約締結の日から令和9年3月31日

第1章 総則

第1条 業務の目的

本業務は、高槻市都市創造部道路課の道路事業に関する図面作成・調査等を行い、事業の迅速かつ円滑な執行を目的とする。

第2条 適用

1. 本特記仕様書は、高槻市が施行する「高槻市道路施設図面・資料作成及び調査等業務委託」に適用する。
2. 本業務は、本特記仕様書、業務委託契約書及び「測量、調査作業及び業務委託等必携（令和8年4月 大阪府都市整備部）」（以下「必携」という。）並びに関係法令に基づき施行する。

ただし、これら文中の「契約書」とは、大阪府の土木設計業務等委託契約書（以後、府契約書という。）を指すため、本業務においては、それぞれに示される府契約書の条番号が示す見出しと同一の本業務契約書条項の見出しを参照するものとする。

第3条 業務の指示及び監督

1. 業務の受注者（以下「受注者」という。）は、業務の実施にあたり、業務委託契約書に基づき、高槻市が別に定める調査職員（以下「発注者」という。）と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
2. 本業務における作業は、発注者の指示が最優先するものとする。
3. 本業務における作業について受注者は、監督官庁並びに関係機関との総合的調整を行うものとする。

第4条 疑義

本特記仕様書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と受注者の協議の上決定するものとする。

第5条 管理技術者

1. 管理技術者は、必携の定めのほか下記のいずれかの資格を有する者でなければならない。

- ① 技術士（総合技術監理部門：建設一道路の選択科目に限る または 建設部門：道路の選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行った者。
 - ② R C C M（道路部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けた者。
 - ③ 建設コンサルタント技術管理者認定（技術士部門と同様の部門に限る）を受けた者
2. 「制限付一般競争入札参加申請書」に記載された管理技術者を配置すること。なお、下記に該当する場合等やむを得ない場合に限り変更を認める。
- ・病気により技術者としての職務が遂行できないと判断された場合
 - ・当該技術者が死亡した場合
 - ・当該技術者が退職した場合
 - ・当該技術者が真にやむを得ない理由により転勤となった場合
 - ・発注者の責により履行期間延期となった場合
 - ・その他の理由による場合
3. 技術者を変更する場合は、第1項に記載の資格を有し、かつ変更前の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

第6条 照査技術者

1. 照査技術者は、必携の定めのほか下記のいずれかの資格を有する者でなければならない。
- ① 技術士（総合技術監理部門：建設一道路の選択科目に限る または 建設部門：道路の選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行った者。
 - ② R C C M（道路部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けた者。
 - ③ 建設コンサルタント技術管理者認定（技術士部門と同様の部門に限る）を受けた者
2. 照査技術者は業務途中で変更できない。ただし、下記に該当する場合等やむを得ない場合に限り変更を認める。
- ・病気により技術者としての職務が遂行できないと判断された場合
 - ・当該技術者が死亡した場合
 - ・当該技術者が退職した場合
 - ・当該技術者が真にやむを得ない理由により転勤となった場合
 - ・発注者の責により履行期間延期となった場合
 - ・その他の理由による場合
3. 技術者を変更する場合は、第1項に記載の資格を有し、かつ変更前の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

第7条 提出書類

1. 受注者は、業務の着手及び完了にあたっては、高槻市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 提出した書類に変更が生じた場合は、直ちに変更した書類を発注者に提出しなければならない。

(1) 業務工程表	期日	契約後速やかに
(2) 管理技術者及び照査技術者届	〃	〃
(3) 管理技術者及び照査技術者経歴書	〃	〃
(4) 着手届	〃	着手した日
(5) 業務委託内訳書	〃	〃
(6) 請求内訳書	〃	請求しようとする日
(7) 完了届	〃	業務完了の日
(8) 引渡書	〃	引渡しの時
(9) 請求書	〃	請求しようとする日

第8条 打合せ等

業務における打合せは、業務着手時、成果品納入時の計2回を行うものとする。ただし、中間打合せは発注者と協議の上、追加できるものとするが設計変更の対象としない。なお、業務着手時及び業務計画書提出時、業務完了時には原則として管理技術者が立会うものとする。

第9条 中立性の保持

受注者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

第10条 費用の負担

本業務の検査等に必要な資料は本特記仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

第11条 成果品に対する責任の範囲

受注者は、業務完了後といえども成果品に失策不備が発見された場合、速やかに訂正しなければならない。これに対する経費は全て受注者の負担とする。

受注者は、業務完了後10年間成果品の控えを保存するものとする。

第12条 成果品の提出

成果品は以下の媒体及び部数を提出するものとする。

なお、電子データについては、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

- | | |
|--------|------------------------|
| ○紙媒体 | : 2部 |
| ○電子データ | : 正副2部 (CD-RもしくはDVD-R) |

第13条 検査

検査は、契約工期内に行うよう努めるものとし、受注者はこれに協力するものとする。

第14条 その他

設計図書及び見積参考図書について、見積参考図書とは設計図書（特記仕様書、数量総括表、質問回答書）以外の資料をいう。見積参考資料及び設計図書中に「参考」と表記された項目は、あくまでも入札参加者の適正・迅速な見積りに供するため、発注者が想定した設計積算の内容を参考に示した資料にすぎず、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。このため、業務を履行するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。業務の履行にあたってはこの趣旨を十分理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意しなければならない。

第2章 業務内容

第15条 道路施設図面・資料作成業務

1. 本業務は、高槻市都市創造部道路課が所掌する道路施設に関する図面、数量計算書、設計計算書、調査、関連する資料の作成、修正等を行うものである。なお、図面の作成にあたっては、「CAD製図基準（案）」に準拠すること。
2. 図面については、設計条件の変更等に伴う図面の修正および新規作成、既設計図面の編集（追加、変更、削除）等を行い、その難易度が中程度のものを想定している。
3. 図面を作成するにあたり、地形データは発注者より貸与するが、必要に応じ現地にて測量機器等を用いて簡易に確認するものとする。
4. 設計計算については、設計条件等の一部変更に伴う簡易な安定、応力計算や既設橋梁の簡易な応力計算等を対象としており、高度な設計計画、複雑な構造計算等は対象としないものとする。
5. 詳細については案件ごとに別途発注者より指示するものとする。

第16条 道路施設長寿命化点検・調査等業務

本業務は、高槻市都市創造部道路課が所掌する道路施設の長寿命化に関し、適宜発生する簡易な点検・調査・測量等の業務を行うものである。

以上